

厚生省研究所人口民族部の成立

昭和十四年八月創立以來三年有餘我が國人口國策の確立に盡瘁してきた人口問題研究所は、今般行政簡素化實施に伴ふ研究機關統合の結果、昭和十七年十一月一日より新たに厚生省研究所人口民族部として新しき機構の下にその調査研究を繼承、その國策的使命に慫、協力の實を擧げることとなつた。

尚、人口民族部長としては前企画部長岡崎研究官その任を繼ぎ、また人口民族部に於ける人口政策研究部及び民族政策研究部の部長としては館研究官並に前調査部長小山研究官が夫々その任に當ることとなつた。

厚生省研究所官制の公布

行政簡素化實施の爲にする厚生省研究所官制制定の件は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

厚生省研究所官制 (昭和十七年十一月一日勅令第七百六十二號)

第一條 厚生省研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題、國民保健及國民勤勞ニ關スル調査研究並ニ公衆衛生技術者及工場事業場災害豫防技術者ノ養成訓練ヲ掌ル

第二條 厚生省研究所ニ總務課及部ヲ置ク各部ノ名稱並ニ總務課及各部ノ事務ノ分掌ハ厚生大臣之ヲ定ム

第三條 厚生省研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

部長

技師

研究官

教務主事

指導官

事務官

技手、
研究官補

指導官補

書記

藥劑手

前項定員ノ外十人以內ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

第四條 厚生省研究所ニ顧問ヲ置キ所務ヲ輔ケシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 厚生省研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第六條 厚生省研究所ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム

專門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

專門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第七條 所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

第八條 部長ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

第十一條 教務主事ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ノ連絡統一ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 指導官ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十五條 指導官補ハ技手又ハ研究官補ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ指導官ノ職務ヲ助ク

第十六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十七條 藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第十八條 厚生省研究所ニ於テ養成訓練ヲ受クル者ヲ厚生省研究所研究生ト稱ス

厚生省研究所研究生ニ關スル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所官制及厚生科學研究所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ人口問題研究所職員ノ職ニ在ル者別

ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ人口問題研究所研究官ハ
厚生省研究所研究官ニ、人口問題研究所研究官補ハ厚
生省研究所研究官補ニ人口問題研究所書記ハ厚生省研
究所書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ厚生科學研究所職員ノ職ニ在ル者別
ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生科學研究所技師、厚
生科學研究所教授又ハ厚生科學研究所助教授ハ厚生省
研究所技師ニ、厚生科學研究所事務官ハ厚生省研究所
事務官ニ、厚生科學研究所技師又ハ厚生科學研究所助
手ハ厚生省研究所技師ニ、厚生科學研究所書記ハ厚生
省研究所書記ニ、厚生科學研究所藥劑手ハ厚生省研究
所藥劑手ニ同官等及同俸給又ハ現ニ受クル俸給額ニ相
當スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ厚生省職員ノ職ニ在リテ産業安全研
究所ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生技
師ハ厚生省研究所技師ニ、厚生技師ハ厚生省研究所技
手ニ、厚生屬ハ厚生省研究所書記ニ、同官等俸給ヲ以
テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ人口問題研究所若ハ厚生科學研究所
ノ職員ニシテ休職中ノモノ又ハ現ニ休職中ノ厚生省職
員ニシテ休職ト爲リタル際産業安全研究所ニ屬シタル
モノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前三項ノ
例ニ依リ厚生省研究所職員ニ同官等及同俸給又ハ現ニ
受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノ
トス
前四項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ
妨ゲズ

理由 行政簡素化實施ノ爲人口問題研究所、厚生科學研究所

及産業安全研究所ヲ統合シテ厚生省研究所ト爲シ以テ
厚生省所管諸研究所ノ研究調査ヲ綜合的的效率的タラシ
ムルト關係職員ヲ整理スルノ要アルニ依ル。

**厚生省研究所事務分掌規程、同細則
並に各部分科規程の制定**

厚生省研究所官制の制定に伴ひ定められたる厚生省
研究所事務分掌規程、同細則並に各部分科規程を掲ぐ
れば左の如くである。

厚生省研究所事務分掌規程

(昭和十七年十一月一日
厚生省訓令第六百二十八號)

第一條 厚生省研究所ニ總務課及左ノ五部ヲ置ク

- 人口民族部
- 厚生科學部
- 國民榮養部
- 養成訓練部
- 産業安全部

第二條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人事ニ關スル事項
- 二 官印ノ管守ニ關スル事項
- 三 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 四 會計ニ關スル事項
- 五 所内取締ニ關スル事項
- 六 他ノ主管ニ屬セザル事項

第三條 人口民族部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人口政策ニ關スル基礎及理論ノ調査研究
- 二 民族政策ニ關スル基礎及理論ノ調査研究
- 三 其ノ他人口問題一般ニ關スル事項ノ調査研究

第四條 厚生科學部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國民體力ニ關スル學理及應用ノ調査研究
- 二 生活ノ環境ノ科學的綜合研究
- 三 豫防衛生ニ關スル學理及應用ノ調査研究
- 四 其ノ他國民保健及國民勤勞一般ニ關スル事項ノ
調査研究

第五條 國民榮養部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 榮養科學ニ關スル學理及應用ノ調査研究
- 二 國民食生活ノ實相ノ調査研究
- 三 其ノ他國民榮養一般ニ關スル事項ノ調査研究

第六條 國民榮養部ニ附屬病院ヲ置ク

附屬病院ニ於テハ國民榮養ニ關スル臨床的調査研究
ヲ掌ル

第七條 養成訓練部ニ於テハ公衆衛生技術者ノ養成訓
練ヲ掌ル

第八條 産業安全部ニ於テハ工場事業場ニ於ケル災害
豫防ノ調査研究及工場事業場ニ於ケル災害豫防ニ關
スル技術者ノ養成訓練ヲ掌ル

厚生省研究所事務分掌規程細則

(昭和十七年十一月一日
厚生省研究所長令定)

第一條 人口民族部ニ左ノ二研究部ヲ置ク

- 人口政策研究部
- 民族政策研究部

第二條 人口政策研究部ハ左ノ事項ノ調査研究ヲ掌ル

- 一 人口理論ニ關スル事項
- 二 人口ノ構成並ニ其ノ變動ニ關スル事項
- 三 職業的及地域の人口再配分ニ關スル事項
- 四 諸外國ノ人口事情及人口政策ニ關スル事項